○江田島市行財政改革審議会条例

平成17年3月11日
条 例 第 5 号

（設置）
第1条　本市の行財政の合理化，効率化を推進するため，江田島市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第2条　審議会は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項について審議する。
(1)　行政組織に関すること。
(2)　職員定数に関すること。
(3)　給与に関すること。
(4)　事務事業の合理化に関すること。
(5)　補助金，交付金に関すること。
(6)　各種委員会の設置及び統廃合に関すること。
(7)　その他行財政の改革及び改善に関すること。

（組織）
第3条　審議会は，委員15人以内をもって組織する。
2　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　市議会議員
(2)　市職員
(3)　知識経験を有する者
3　委員の任期は，2年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。ただし，再任を妨げない。

（会長）
第4条　審議会に，会長を置き，委員の互選によりこれを定める。
2　会長は，会務を総理し，委員会を代表する。
3　会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，あらかじめ会長の指名する委員が，その職務を代理する。

（会議）
第5条　審議会は，市長が招集する。
2　審議会は，委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3　審議会の議決は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

（庶務）

第6条　審議会の庶務は，総務部総務課において処理する。

（委任）

第7条　この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附　則

この条例は，平成17年4月1日から施行する。